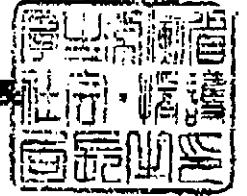


都道府県知事  
各 指定都市市長 職  
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局長



保護世帯比の推計結果及び要保護者に対する適切な保護について

今般、厚生労働大臣が主催するナショナルミニマム研究会の第8回会合（4月9日開催）において、別添のとおり、「生活保護基準未滿の低所得世帯数の推計について」及び「生活保護基準未滿の低所得世帯数の推計と今後の対応について」を報告し、公表したところである。

今回、平成16年全国消費実態調査又は平成19年国民生活基礎調査を使って、一定の前提で「生活保護基準未滿の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合（保護世帯比）」をそれぞれ推計したが、使用した統計データの制約上、保有する資産の評価額、親族からの扶養や稼働能力の有無など、生活保護の受給要件を満たすが否かについては分からないという技術的な問題があるため、本来生活保護を受給できる方のうち実際に受給できる方の割合を意味する、いわゆる「捕捉率」を推計したものではない。また、保護世帯比は、生活保護の申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯（いわゆる漏給）の割合を示すものでもない。

しかし、保護世帯比は、生活保護の現状把握の指標の一つとして捉えるべき数値として、国が初めて推計・公表するものであり、今回使った調査により複数の推計結果を得たが、今後も定期的に同様の手法で調査・推計し、それぞれの推計結果の動向を把握していくこととしている。

生活保護の運用に当たっては、最低限度の生活を保障する重要性にかんがみ、資産や稼働能力等を活用してもなお生活保護の要件を満たし、かつ、生活保護を受給する意思のある方が保護を受けられないことのないよう、生活保護の申請権の確保については従前から周知しているところであるが、今回上記推計結果を公表したことをも踏まえ、各地方自治体においては、改めて「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第9の規定に十分配慮の上、必要な方々に対しては適切な生活保護の適用が図られるよう努められたい。

なお、国としては、失業等により生活に困窮した者が直ちに生活保護に陥らないよう、住宅手当等の第二のセーフティネットをはじめ生活保護以外の低所得者対策も講じているところであって、その一層の充実を図ることとしていることを申し添える。